

別紙

諮問第771号

答 申

1 審査会の結論

別表1及び2に掲げる対象保有個人情報に係る各一部開示決定（「『事故発生等連絡票（第5報）』外27件」外1件）は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都立〇〇高等学校における〇〇のいじめに関する資料一切、個人情報漏えいに関する件、メールと目録を含む」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和元年9月20日付けで行った本件各一部開示決定（〇〇学校経営支援センター支所分及び東京都教育庁指導部管理課分）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る保有個人情報は、審査請求人の子が在籍していた東京都立〇〇高等学校を管轄する〇〇学校経営支援センター支所及び東京都教育庁（以下単に「教育庁」という。）指導部管理課において作成及び取得された文書のうち、審査請求人に係る一切の情報である。

本件各一部開示決定は、いずれも適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年2月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年11月20日に実施機関から各理由説明書（〇〇学校経営支援センター支所分及び教育庁指導部管理課分）を、令和3年3月19日に審査請求人から意見書を収受し、令和4年6月23日（第226回第一部会）から令和5年2月27日（第233

回第一部份)まで、8回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 事故発生報告等事務について

東京都においては、「都立教育機関及び教育庁出張所（以下「教育機関等」という。）において発生した異常事態の東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）への報告手続及び連絡又は報告を受けた東京都学校経営支援センター及びその支所（以下「管轄支援センター」という。）並びに教育庁各課における事務処理手続を定め、もって異常事態の迅速な把握と適切な対応に資すること」を目的として、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日教育長決定）を策定している。

同要綱においては、「都立学校においてとるべき措置」として、校長（校長不在の場合は、校長があらかじめ指定する者）に対し、①学校の施設等に関すること、②盗難等に関すること、③児童・生徒の安全・健康に関すること、④児童・生徒の指導に関すること、⑤学校の管理運営に関すること、⑥学校に勤務する職員に関すること、⑦その他必要と考えられることについて異常事態が発生した場合は、直ちに管轄支援センターの経営支援室長に報告する義務を、また、「連絡を受けた管轄支援センターにおける措置」として、校長から報告すべき事項の連絡を受けた経営支援室長は、速やかにあらかじめ指定された教育庁主管課長に連絡する義務をそれぞれ課している。

さらに、「連絡を受けた課における主管課長等の措置」として、経営支援室長等から報告すべき事項の連絡を受けた主管課長は、連絡内容を別に定める様式の連絡票に記載して所属部長に報告するとともに、その電子データを関係部課長（総務部総務課長、総務部広報統計課長、総務部調整担当課長等）に送付することが定められている。

このうち総務部調整担当課長は、別に定める様式の連絡票（事故発生等連絡

票)の写しを主管課長が送付した関係部課長以外の部課長に送付する必要があると認めるときは、主管課長に対し、当該連絡票の写しを当該部課長に速やかに送付するよう連絡することとされている。

このように、教育機関等並びに管轄支援センター及び東京都教育委員会の内部又は相互間における事故発生報告等の連絡は、事故発生等連絡票を用いて行われていることが窺われる。

#### イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1(〇〇学校経営支援センター支所分)及び2(教育庁指導部管理課分)に掲げる事故発生等連絡票(以下「本件対象保有個人情報」という。)を対象保有個人情報として特定し(別表2に掲げる『事故発生等連絡票(第5報)』外27件及び別表1に掲げる『事故発生等連絡票(第5報)』外30件)、各表に掲げる各非開示部分(以下「本件非開示情報」という。)をそれぞれ非開示とする本件各一部開示決定を行った。

この他、実施機関は、本件開示請求に関して開示すべき保有個人情報について別件開示決定を行った(諮問対象外)。

#### ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、本件対象保有個人情報である事故発生等連絡票に記載された個別具体的な事案について、実施機関に所属する職員等がその所見を報告し、報告を受けた者が連絡した内容の詳細が含まれていることが確認された。

このような、報告者の所見が含まれている情報について、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来たすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書等において種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子

別表1 (〇〇学校経営支援センター支所分)

対象保有個人情報 (事故発生等連絡票)		非開示部分	非開示条項
1	第5報	6枚目の27行目の一部(9文字目から35文字目までに限る。)及び30行目、31行目	条例16条 6号
2	第6報		
3	第7報		
4	第8報		
5	第9報		
6	第10報		
7	第11報		
8	第12報		
9	第13報		
10	第14報		
11	第15報	6枚目の22行目の一部(9文字目から35文字目までに限る。)及び25行目、26行目	条例16条 6号
12	第16報		
13	第17報		
14	第18報		
15	第19報		
16	第20報		
17	第5報(回覧用)	6枚目の27行目の一部(9文字目から35文字目までに限る。)及び30行目、31行目	条例16条 6号
18	第6報(回覧用)		
19	第7報(回覧用)		
20	第8報(回覧用)		
21	第9報(回覧用)		
22	第10報(回覧用)		
23	第11報(回覧用)		
24	第12報(回覧用)		
25	第13報(回覧用)		
26	第14報(回覧用)		
27	第15報(回覧用)	6枚目の22行目の一部(9文字目から35文字目までに限る。)及び25行目、26行目	条例16条 6号
28	第16報(回覧用)		
29	第17報(回覧用)		
30	第18報(回覧用)		
31	第19報(回覧用)		

別表 2 (教育庁指導部管理課分)

対象保有個人情報 (事故発生等連絡票)		非開示部分	非開示条項
1	第5報	6枚目の27行目の一部(9文字目から35文字目までに限る。)及び30行目、31行目	条例16条 6号
2	第6報		
3	第7報		
4	第8報		
5	第9報		
6	第10報		
7	第11報		
8	第12報		
9	第14報		
10	第15報	6枚目の22行目の一部(9文字目から35文字目までに限る。)及び25行目、26行目	条例16条 6号
11	第16報		
12	第17報		
13	第18報		
14	第19報		
15	第5報(回覧用)	6枚目の27行目の一部(9文字目から35文字目までに限る。)及び30行目、31行目	条例16条 6号
16	第6報(回覧用)		
17	第7報(回覧用)		
18	第8報(回覧用)		
19	第9報(回覧用)		
20	第10報(回覧用)		
21	第11報(回覧用)		
22	第12報(回覧用)		
23	第14報(回覧用)		
24	第15報(回覧用)	6枚目の22行目の一部(9文字目から35文字目までに限る。)及び25行目、26行目	条例16条 6号
25	第16報(回覧用)		
26	第17報(回覧用)		
27	第18報(回覧用)		
28	第19報(回覧用)		